

時々粉じん作業をする。どのような管理が必要か？

1. 臨時作業、短時間作業とは
2. 臨時作業など、作業が少ない場合の粉じん則一部適用除外
3. 労働局長認定による粉じん則全体の適用除外
4. 設備により注水する場合の特例
5. 「作業時間が短い」作業でもじん肺健診、定期測定などが必要になることもある

現場の粉じん作業の形態はいろいろです。

- ・ 毎日、5～6時間ある
- ・ 毎日1時間以内
- ・ 3日に1回位で日に3時間位
- ・ 週1回位で5～6時間位
- ・ 月に2～3回位

いわゆる臨時作業、短時間作業の場合、粉じん障害防止規則ではどのような管理が必要でしょうか？

1. 臨時作業、短時間作業とは？

粉じん障害防止規則では次ように定義されています。

- ★臨時作業：一定期間で作業が終了し、繰り返さないこと。作業の期間は概ね3か月を超えないこと
- ★作業期間が短い：同一の作業が1か月を超えず、かつ作業終了後6か月以内に作業が無いことが明らかである
- ★作業時間が短い：連日行われる作業の場合は、1日当たり最大1時間以内、連日行われない作業の場合は、1日当たりの平均がおおむね1時間以内の作業

2. 臨時の作業など作業が少ない場合の粉じん則の一部適用除外

臨時、短期間、短時間作業の場合、局所排気装置などの作業環境対策設備設置の適用除外規定があります。

- ★特定粉じん作業*：局所排気装置などの設置義務がある作業環境対策設備を設置しなくてもよい。
- ★その他の作業：設置義務がある全体換気装置等を設置しなくてもよい。
- *特定粉じん作業とは、作業工程、作業の態様、粉じん発生の態様からみて一定の対策を講ずる必要があり、かつ、有効な発生源対策が可能な作業⇒粉じん則で対象作業を列挙している
作業例 グライNDERによる研磨作業 鋳物等の破碎、ふるい分け作業 など

3. 労働局長認定による粉じん則全体の適用除外

毎日粉じん作業があっても、粉じんばく露程度が少ないことを理由に労働局長に申請し、認められた作業は粉じん則の適用除外となる

4. 設備により注水する場合の特例

注水により粉じん発生を抑制できる場合は、じん肺にかかる恐れが無いので、粉じん則のほとんどが適用除外となる。

5. 「作業時間が短い」作業でもじん肺健診、定期測定などが必要になることもある

「臨時作業」「作業期間が短い」作業のように最大でも6か月以内の作業の場合は「常時作業」とみなさず、じん肺健診や定期測定の対象から外すこともあるが、「作業時間が短い」場合は週又は月当たりの作業頻度によっては「常時作業」とみなされる。

粉じん則で定めた管理

作業形態 作業内容 主な 管理項目	常時作業		臨時作業		作業期間が短い		作業時間が短い	
	粉じん作業	特定粉じん作業	粉じん作業	特定粉じん作業	粉じん作業	特定粉じん作業	粉じん作業	特定粉じん作業
局排等設備の設置		◎	▲	▲	▲	▲	▲	▲
全体換気装置等の設置	◎		▲	▲	▲	▲	▲	▲
保護具	△	△	△	△	△	△	△	△
じん肺健診*1 配置前 定期	◎	◎	×	×	×	×	◇	◇
定期粉じん測定 *1 *2	×	◎	×	×	×	×	×	◇
従事前教育 *3	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

◎：必要 ○：望ましい

△：設備対策の有無にかかわらず、粉じんにばく露する場合は必要

▲：有効な保護具使用の場合は不要

◇：毎日1時間以内の短時間作業でも、常時作業とみなされる場合もある。

労働基準監督署に問い合わせる。

×：一定期間のみでその後作業が予定されていないので実施しなくてもよい

*1：「常時作業」が対象

*2：通常、測定に1時間以上を要するため、1時間以内の作業は測定と評価に工夫が必要になる

*3：作業時間、作業期間に関わらず原則実施(通達教育)

特定粉じん作業従事者には粉じん特別教育が必要